

種別	番号	題 名	主 管 課
規則	35	姫路市障害者総合支援法施行細則の一部を改正する規則	障害福祉課
告示	340	特定計量器定期検査手数料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について	市民総合相談室
告示	341	差押調書（謄本）の公示送達について	納税課
告示	342	ふるさと融資に伴う貸付金の支出及び償還事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について	地域医療課
告示	343	市道路線の区域変更について	道路総務課
告示	344	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
公告	274	姫路市船津公園ふれあいの館における自動販売機設置事業者の募集について	公園緑地課
公告	275	制限付一般競争入札の実施について	デジタル戦略室
公告	276	抑留犬の公示について	動物管理センター
公告	277	収容動物の公示について	動物管理センター
公告	278	収容動物の公示について	動物管理センター
公告	279	収容動物の公示について	動物管理センター

姫路市規則第 35 号

令和 7 年 6 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市障害者総合支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市障害者総合支援法施行細則の一部を改正する規則

姫路市障害者総合支援法施行細則（平成 18 年姫路市規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 159 条の 4」の次に「、第 161 条の 9」を加える。

第 12 条中第 18 項を第 19 項とし、第 10 項から第 17 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 9 項の次に次の 1 項を加える。

10 支援法指定基準第 161 条の 9 において準用する支援法指定基準第 20 条第 1 項の規定による指定就労選択支援サービスの提供の記録は、就労選択支援提供実績記録票により行うものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

姫路市告示第 340号

令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

特定計量器定期検査手数料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の
指定及び委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
一般社団法人兵庫県計量協会
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
神戸市中央区下山手通6丁目3番28号（兵庫県中央労働センター内）
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和7年（2025年）6月1日
- 4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間
令和7年（2025年）6月1日から令和8年（2026年）3月25日まで
- 5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入の種類
特定計量器定期検査手数料

姫路市告示第 341号

令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

差押調書（謄本）の公示送達について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記の書類を
保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の氏名

田中 真二

2 送達すべき書類

差押調書（謄本）

姫路市告示第 3 4 2 号

令和 7 年 6 月 2 日

姫路市長 清 元 秀 泰

ふるさと融資に伴う貸付金の支出及び償還事務に係る指定公金事務
取扱者の指定及び委託について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、ふるさと融資に伴う貸付金の支出及び償還事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
一般財団法人地域総合整備財団
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区麴町 4 丁目 8 番 1 号
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 7 年 6 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間
令和 7 年 6 月 1 日から償還が完了する日まで
- 5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入等（歳出）の種類
ふるさと融資の貸付金及び償還金
- 6 地域総合整備資金貸付金に係る償還金の徴収事務の委託について（令和 4 年姫路市告示第 5 0 8 号）は、廃止する。

姫路市告示第 343号

令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

市道路線の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、下記市道路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、姫路市建設局道路管理部道路総務課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

記

路 線 名	変 更 す る 区 間	旧新別	幅員（m）	延長（m）
的形 12号線	姫路市的形町の形1749番1地先から同市的形町の形1749番1地先まで	旧	40.20～41.50	30.00
		新	38.40～40.10	

《参考》市道路線区域変更位置図

S=1:2,500



的形町の形

区域変更する区間

山陽電鉄本線

的形駅

国道250号

的形町の形

路 線 名	旧新別	幅 員 (m)	延 長 (m)
的形 1 2 号線	旧	40.20~41.50	30.00
	新	38.40~40.10	

姫路市告示第 344号

令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 梅ヶ枝町自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市梅ヶ枝町901番地6	姫路市梅ヶ枝町876番地4	令和7年4月1日
代表者の氏名	寺田 治民	安本 弘高	

2 中尾自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市書写1019番地166	姫路市書写1019番地128	令和7年4月1日
代表者の氏名	関口 信雄	上治 利博	

3 菅生第四自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市夢前町菅生潤1540番地1	姫路市夢前町菅生潤1108番地2	令和7年4月1日
代表者の氏名	藤本 寿男	助永 和義	

4 姫路市菅生台自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
主たる事務所	姫路市菅生台206番地	姫路市菅生台193番地	令和7年4月5日
代表者の住所	姫路市菅生台206番地	姫路市菅生台193番地	
代表者の氏名	村上 孝	岸田 義輝	

5 上川原自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市余部区上川原297番地	姫路市余部区上川原277番地1	令和7年4月6日
代表者の氏名	岡田 幹生	横田 洋幸	

姫路市公告第 274号

令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市船津公園ふれあいの館における自動販売機設置事業者の募集について

姫路市船津公園ふれあいの館における自動販売機の設置事業者の募集を実施するので、下記のとおり公告する。

記

姫路市船津公園ふれあいの館自動販売機設置事業者の募集について

「姫路市船津公園ふれあいの館自動販売機設置事業者募集要項」のとおり

姫路市船津公園ふれあいの館
自動販売機設置事業者募集要項

令和7年6月

船津公園ふれあいの館における清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集を次のとおり実施します。

1 設置場所等の概要

所在地：姫路市船津町3288番地

物件番号	設置場所及び 外形寸法上限	台数	品目	最低使用料 (税込、月額)
1	船津公園ふれあいの館 (屋外) 自動販売機及びゴミ箱 (1.50m×1.00m)未満	1台	清涼飲料水	1,150 円

- (1) 設置場所は、自動販売機設置位置図（別紙のとおり）
- (2) 外形寸法上限には、使用済み容器の回収ボックス、放熱スペース等を含みます。
- (3) 清涼飲料水の容器は缶、ビン、ペットボトル、紙パック等で密閉された容器とします。
- (4) 自動販売機の機種によっては、設置、商品の補充、メンテナンスのための扉開閉や通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。
- (5) 参考（来館者数及び売上実績）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来館者数	約 71 人／日	約 67 人／日	約 75 人／日
売上実績	未設置	未設置	未設置

2 応募資格等

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれかに該当する者（その事実があった後2年間を経過しないものに限る。）

- ① 姫路市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ② 姫路市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③ 落札者が姫路市と契約すること又は姫路市との契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により姫路市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤ 正当な理由なく、姫路市との契約を履行しなかった者
- ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しないものを姫路市との契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号及び姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日施行）第3条各号の規定に該当する者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- (5) 法人にあっては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がある者。個人にあっては、姫路市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がある者（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者）にあっては当該猶予以外に滞納がある者、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第3条の規定による納税の猶予を受けている者にあっては当該猶予以外に国税の滞納がある者）

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年7月1日（許可日）から令和8年3月31日（当該年度末日）までとします。ただし、令和12年3月31日まで1年ごとに4回更新することが可能です。

なお、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消すことがあります。

② 使用料

ア 物件ごとに設置事業者として決定した者が提示した応募額をもって月額使用料とします。ただし、使用許可の期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

イ 使用料は、姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

ウ 既納の使用料は、原則として還付しません。

エ ①なお書きの規定により使用許可が取り消された場合における取り消された日の属する月の使用料については還付を行わないこととし、当該月の翌月以降の月に係る既納の使用料については還付を行います。

③ 使用電力料金

自動販売機の運転に必要な光熱水費等については全額設置事業者の負担とします。姫路市が発行する納入通知書により、姫路市が指定する期限までに全額納付してください。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電源設置工事及び電力使用量計測用子メーター設置費を含む。）及び維持管理に係る一切の費用は、設置事業者の負担とします。

⑤ 設置条件

自動販売機は、自動販売機設置位置に示した場所に、指定した外形寸法を超えないものを設置してください。また、電力等使用量計測用子メーターを設置するほか、転倒防止策も併せて行ってください。

(2) 使用許可条件

使用許可期間前及び使用許可期間中は、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、許可物件について随時実地調査を行い、売上実績等の所要の報告を求め、その維持使用について指示することがあります。

- ① 使用料及び使用電力料金を姫路市が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 法令の規定により販売について許認可を要する場合は、その許可を受けること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、姫路市の指示に従うこと。
- ⑤ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開館時間外や閉館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯など環境対策機能を備えた自動販売機を設置すること。
- ⑥ 大型コイン一括投入口、商品選択ボタン、大型取出口などユニバーサルデザインに配慮した自動販売機を設置すること。ただし、設置スペースや販売品目の都合で対応機種がない場合はこの限りでない。
- ⑦ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール・ビールテイスト飲料の販売はしないこと。
- ⑧ 販売価格については、市価以下とすること。

(3) 維持管理責任

自動販売機の設置については、次のことを遵守してください。

なお、姫路市は、姫路市の責めによることが明らかな場合を除き、設置した自動販売機の盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機管理関係に関する届出書（様式第9号）を姫路市に提出すること。

- ② 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

- ④ 自動販売機には販売する清涼飲料水の容器（缶、びん、ペットボトル等）の回収ボックスを併設し、設置事業者において適切に回収、処理すること。また、回収した容器については、リサイクルに努めること。
- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続を行うこと。
- (4) 使用許可の取消し
許可の条件に違反する行為があると認められるとき又は応募資格等に適合しない状況となったときは、使用許可を取り消すことがあります。
- (5) 自己都合による自動販売機の撤去
設置事業者は、使用許可が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の3箇月前までに姫路市に書面により通知してください。この場合、納入済の使用料は、還付しません。
- (6) 原状回復
設置事業者は、許可期間が満了したとき又は上記3の(4)により許可が取り消された場合及び上記3の(5)により自動販売機を撤去する場合は、速やかに原状回復してください。
なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を姫路市に請求することはできません。

4 質問について

- (1) 当該自動販売機設置事業者の募集要項に関する質問は、質問書（様式第6号）に記入の上、公園緑地課まで郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。
- (2) 1つの質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。
- (3) 質問の受付は、令和7年6月6日（金）午後5時20分までとします。
- (4) 質問への回答は、姫路市のホームページ及び公園緑地課にて公表します（令和7年6月11日（水）公表予定）。
なお、個別の回答は行いません。

5 応募申込方法等

- (1) 申込先
〒670-8501
姫路市安田四丁目1番地
姫路市建設局公園緑地課（市役所本館9階）
- (2) 申込期間
令和7年6月2日（月）から同年6月17日（火）まで（姫路市の休日を定める条例（平成2年 姫路市条例第15号）第2条第1項に掲げる本市の休日は除く。）
受付時間は、午前8時35分から午後5時20分までです。
※ 申込書類は、持参すること。
- (3) 申込みに必要な書類
- ① 応募申込書（様式第1号）
 - ② 応募価格提案書（様式第2号）
 - ③ 誓約書（様式第3号）
 - ④ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

- ⑤ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))
- ⑥ 国税(所得税、法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(その3の2又はその3の3)
- ⑦ 姫路市税の納税証明書等
 - ア 本市に納税義務がある場合は納税証明書(業者登録申請用の納税証明書)
 - イ 本市に納税義務がない場合は申立書兼同意書(様式第4号)

注1 提出書類は、全て原本を提出してください。

注2 提出書類は各1部です。

注3 上記④、⑤、⑥及び⑦アの各種証明書は、発行後3か月以内のものに限ります。

(4) 応募価格提案書の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低使用料を下回るもの
- ② 応募資格がない者が応募価格提案したもの
- ③ 指定の期間内に提出しなかったもの
- ④ 物件番号、応募価格、日付、住所、氏名及び押印(印鑑登録印)のないもの又はこれらが分明でないもの
- ⑤ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑥ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(5) 書類の提出方法

応募価格提案書のみ定型封筒(長形3号など)に入れた上で封をし、押印(印鑑登録印)するとともに、応募申込書その他必要書類を添えて、上記の申込先に持参してください。

(6) 申込みに当たっての留意事項

- ① 使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 受付期間内に限り価格提案を辞退することができます。その場合は、価格提案辞退届(様式第5号)を、受付期間内に持参してください。

6 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

- (2) 公募物件に対し、姫路市が設定する最低使用料以上の額で、かつ、最も高額の応募価格を提案した者を選定し、設置事業者とします。

最高の応募価格提案が2者以上ある場合は、当該応募価格提案者立会いの下、くじにより選定します。ただし、応募価格の提案者が、諸般の事情により、姫路市が指定する日時・場所に立ち会うことができない場合は、本件自動販売機設置事業者決定事務に関係のない職員にくじを引かせ設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和7年6月20日(金)の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した事業者名を書面により通知するとともに、姫路市のホームページに決定金額及び決定した事業者名並びに応募参加者数を掲載します。

(4) 公募の中止・延期

不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止し、又は延期することがあります。

7 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、令和7年6月27日（金）までに次の書類を提出してください。

- (1) 行政財産使用許可申請書（様式第7号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（様式第8号）
- (3) 設置する自動販売機の仕様が分かるもの（寸法、消費電力量等が分かるもの）
- (4) 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者と異なる場合は、自動販売機の管理関係に関する届出書（様式第9号）
- (5) 食品衛生法に基づく許可が必要な自動販売機については、許可証（コピー）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続に応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募の資格を失った場合

※ 決定を取り消された者は、同物件に係る次の公募手続に参加できません。

9 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (2) 提出された書類は、業務の設置事業者の選定以外には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された申込関係書類及び自動販売機の設置期間中の管理運営に係る各種報告書類は、必要に応じて公表することとします。ただし、公表に当たっては、個人情報や申込法人の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容を判断します。

10 問合せ先

〒670-8501

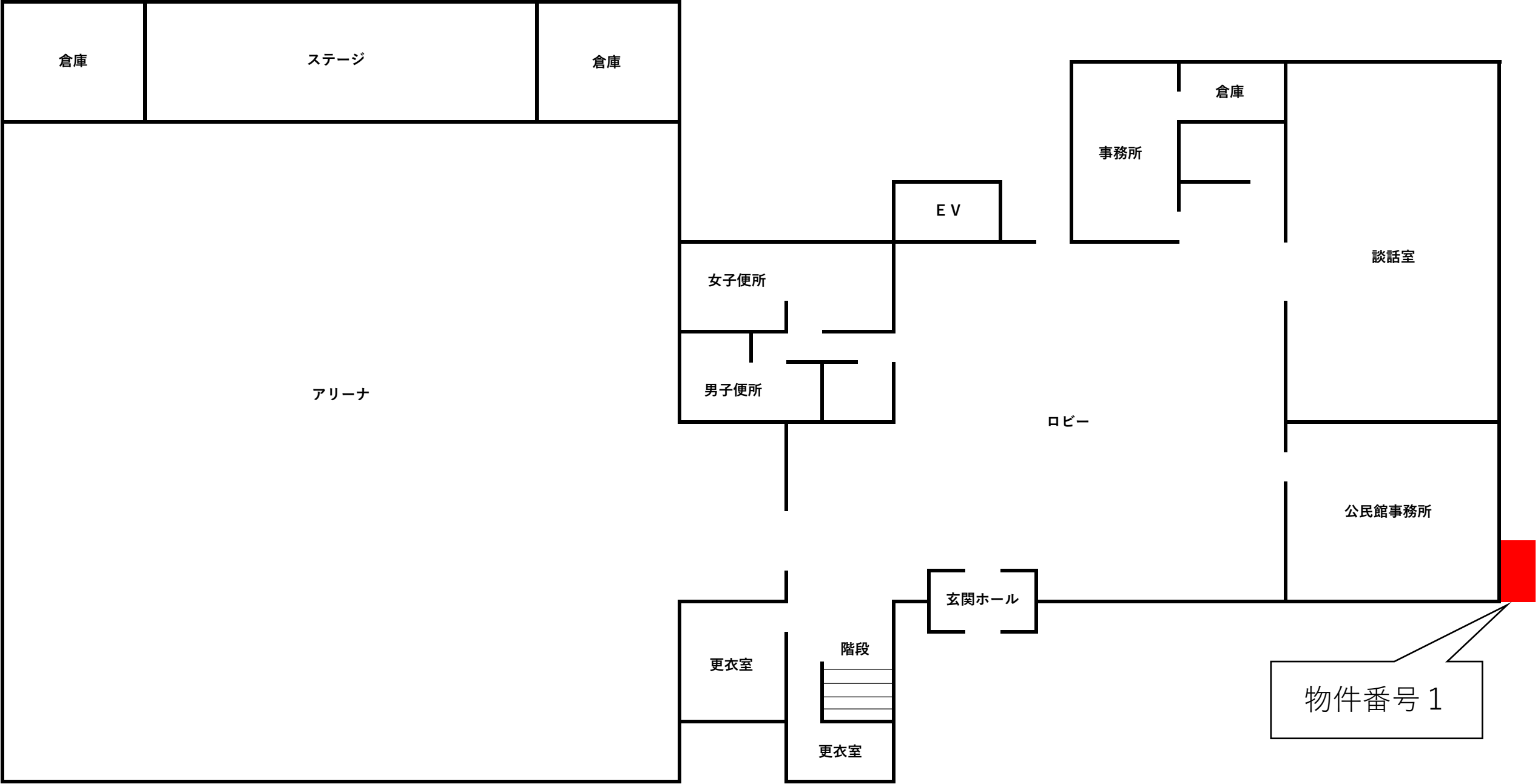
姫路市安田四丁目1番地 市役所本館9階

姫路市建設局公園緑地課 担当 大野

電 話：079-221-2412

FAX：079-221-2593

自動販売機設置位置図（船津公園ふれあいの館 1 階）



物件番号 1



姫路市公告第 275号
令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

令和7年度Web会議システムライセンス調達について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

記

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
令和7年度Web会議システムライセンス調達
- (2) 概要
姫路市において、使用しているWeb会議システムにおけるライセンスの調達を行うもの
- (3) 入札日時
令和7年（2025年）6月27日（金）14時
- (4) ライセンス利用開始日
令和7年（2025年）8月1日（金）
- (5) 納入場所
姫路市役所
- (6) 担当課
姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室 （電話：079-221-2174）

2 入札に参加できる者

次の条件を全て満たす業者とする。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない者
- (2) 公告の日の時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て

- (同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。)がなされていない者(国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。)
- (4) 姫路市税を課されている者にあつては、市税に滞納がない者(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による徴収猶予を受けている者にあつては当該猶予以外に市税の滞納がない者)
 - (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
 - (6) 競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。)第5項の規定により業者登録名簿(以下「業者登録名簿」という。)に登録された者で、かつ、姫路市契約事務取扱要綱(昭和62年6月20日制定)第5条に規定する登録業種「コンピュータ・情報処理関連業務」の詳細業種「その他」に登録している者
 - (7) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱(平成25年4月1日制定)第3条各号のいずれにも該当しない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和7年6月20日(金)(姫路市の休日を定める条例(平成2年姫路市条例第15号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。)の間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加申込方法

デジタル戦略室に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参すること又は電子メールを送付した上で原本を郵送でデジタル戦略室まで送付すること。入札参加申込書は市ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030815.html>)よりダウンロードすること。

また、落札事業者は入札日から契約日までに第2項第4号及び5号を証明する書類(納税証明書)を提出すること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和7年6月20日(金)17時までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、令和7年6月25日(水)に市ホームページに掲載する。

(4) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている

業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札者である場合は、次点を繰り上げる。

ウ 詳細な注意事項、場所等については、参加申込時に説明書を交付するので、そちらを参照すること。

4 落札候補者

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留して入札を終了する。
- (2) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札候補者を決定する。この場合において、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

5 入札参加資格審査及び落札者の決定

- (1) 落札候補者は、第2項に掲げる入札に参加する資格に関する審査（以下「入札参加資格審査」という。）を受けるものとする。入札参加資格審査を実施するに当たり、落札候補者から提出が必要と認める書類がある場合には、当該書類の詳細、提出期限及び提出場所について、別に通知するものとする。
- (2) 落札候補者が、前号の書類を提出期限までに提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、第2項に掲げる入札に参加する資格（以下「参加資格」という。）を有していないものとし、その者のした入札を無効とする。この場合において、当該者について指名停止を行うことがある。
- (3) 落札候補者について入札参加資格審査を行い、参加資格を有していると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の 내용에 適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある等契約の相手方として著しく不適当であるときは、その者を落札者としなないことがある。また、入札参加資格審査の結果、落札候補者が参加資格を有していないと認められた場合は、その者のした入札は、無効とする。
- (4) 前2号の規定により落札候補者を落札者としなかった場合は、次順位の者を落札候補者とし前号と同様に入札参加資格審査を行うものとする。これについては落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- (5) 前3号の規定により落札者としなかった落札候補者には、理由を付してその結果の通知をするものとする。当該通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

(6) 入札参加資格審査の経過に対する問合せには、応じない。

6 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

7 入札保証金及び契約保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除する。
- (2) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

姫路市公告第 276号
令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

抑留犬の公示について

下記の犬は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により、姫路市動物管理センターにおいて抑留しているので、同条第8項の規定により公示します。

記

捕 獲 年 月 日	捕 獲 場 所	種 別	性 別	毛 色	体 格	特 徴	備 考
令和7年5月27日	姫路市網干区浜田	トイプードル	オス	茶	小	首輪なし	

- 公示期間は、令和 7年 6月 2日から同月 4日までとします。
- 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この犬は狂犬病予防法第6条第9項の規定により処分します。
- 抑留された犬を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、抑留された犬の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281－9741）

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項の規定により準用する同条第1項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和7年 5月27日	姫路市飾西	犬	トイプードル	オス	茶	小	首輪なし	なし	動物管理センター

- 1 公示期間は、令和7年 6月 2日から同月 4日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741

姫路市公告第 278号
令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和7年 5月17日	姫路市野里	猫	ミックス	メス	キジ	中	首輪なし	衰弱	姫路エルザ動物病院

- 1 公示期間は、令和 7年 6月 2日から同月 4日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741

姫路市公告第 279号
令和 7年 6月 2日

姫路市長 清 元 秀 泰

収容動物の公示について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により、下記の動物を収容したので、公示します。

記

収容年月日	収容場所	種類	種別	性別	毛色	体格	特徴	負傷の程度	保管の場所
令和7年 4月5日	姫路市広峰二丁目	猫	ミックス	不明	こげ茶	中	首輪なし	重度脱水、 腎不全	エルザ動物医療センター
令和7年 4月16日	姫路市手柄	猫	ミックス	オス	黒	中	首輪なし	衰弱、低血 糖	エルザ動物医療センター
令和7年 5月14日	姫路市西延末	猫	ミックス	メス	白茶	中	首輪なし	子宮脱	エルザ動物医療センター

- 1 公示期間は、令和 7年 6月 2日から同月 4日までとします。
- 2 公示期間満了後1日以内に引き取らないとき又は引き取る旨の申出のないときは、この動物は処分します。
- 3 収容動物を引き取る場合は、下記の電話番号に連絡の上、収容動物の保管に要した費用及び返還に要する費用を持参してください。
- 4 引取り場所 姫路市東郷町1451番地3 姫路市動物管理センター 電話番号（281）9741